従業員疾患報告ポリシー

施設名：_____

施設地：_____

発効日：_____

目的

従業員疾患報告ポリシーの目的は、記載された状況のいずれかがある場合、すべての食品関連従業員が責任者（PIC）に確実に通知し、それにより食中毒または伝染病の伝染を防止するための適切な処置がとられるようにすることです。

ポリシー

_____*（施設地）*に所在する

_____*（施設名）*は、当施設の従業員と顧客の健康、安全、幸福の確保に加え、マッケンリー・カウンティ保健省のすべての関連規制の遵守に取り組んでいます。 すべての食品関連従業員は、以下の症状のいずれかがある場合、自らのPICに報告しなければなりません。

- 下痢
- 嘔吐
- 黄疸
- 発熱を伴うのどの痛み
- 指、手または露出部位に膿を含む病巣（大きさに関わらず、吹出物、感染性創傷など）

食品関連従業員は、食品経由で、または日常的な接触により人から人へと媒介される可能性がある以下の疾患のいずれかに罹患していると医療従事者から診断された場合、必ず自らのPICにも通知しなければなりません。

- チフス菌
- サルモネラ症
- シゲラ症
- *大腸菌*
- A型肝炎ウイルス
- ノロウイルス

上記の状況に加えて、食品関連従業員は、以下の高リスクの状況に遭遇した場合、自らのPICに通知しなければなりません。

- 上記の疾患を伴う確認済み集団発生との接触、または当該集団発生を引き起こす疑い
- 家族が上記の疾患のいずれかと診断されたこと
- 上記の疾患の集団発生が確認された状況への家族の参加または当該状況での家族の勤務

食品関連従業員の責任

すべての食品関連従業員は、指定された症状、診断、高リスク状況に関する上記の報告要件に従わなければなりません。 イリノイ州の法律、規制当局またはPICの定めにより課される必要な業務上の規制または除外の対象となるすべての食品関連従業員は、常にこれらの要件を遵守するとともに、良好な衛生習慣に従わなければなりません。

責任者の責任

PICは、上記の状況のいずれかを報告した食品関連従業員を除外、制限および／または監視するため、イリノイ州食品規則と伝染病管理規則の定めに従い、適切な措置を講じなければなりません。 PICは、これらの措置の遵守を確保し、食品規則が定める証拠が提示され、その人に病原体がなくなったか、状況が別途解消されことが証明された場合のみ、罹患した食品関連従業員を免除しなければなりません。

PICは、集団発生調査のすべての局面を通じて、規制当局と協力し、集団発生の継続を阻止するために提示されるすべての勧告を厳守しなければなりません。 PICは、条件付きで雇用されたすべての食品関連従業員、または雇用されているすべての食品関連従業員が確実に食品関連従業員健康ポリシー契約に記入し、このポリシーに対する自らの認識を確認するフォームに署名するようにします。 PICは、すべての食品関連従業員に対して、その遵守を確保するため、引き続きこのポリシーに対する認識を定期的に促進および強化します。

責任者は、従業員疾患記録を保管しなければなりません。

付記